

## 西宮市附属機関条例（抄）

（設置）

**第1条** 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

**第2条** 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

**第3条** 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条～第39条 （略）

（西宮市子ども・子育て会議の特例）

**第39条の2** 西宮市子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。

4 西宮市子ども・子育て会議は、部会の決議をもって西宮市子ども・子育て会議の決議とすることができる。

第40条～第47条 (略)

(意見聴取等)

**第48条** 附属機関は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

**第49条** 附属機関の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

**第50条** この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関等又は当該附属機関が定める。

付 則 (略)

別表 第1条、第2条、第22条、第29条、第44条、第47条関係

(子ども・子育て会議部分抜粋)

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項	西宮市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務についての調査及び審議	20人	子どもの保護者 事業主の代表者 労働者の代表者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者